

広島県告示三百六号

平成十六年広島県告示第二百五十九号（経営規模等評価の申請の時期及び方法等並びに総合評定値の請求の時期及び方法等）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

第三号2(七)(2)イ中、「に規定する大型自動車」の下に「（以下この(七)において単に「大型自動車」という。）」を、「同項」の下に「又は同条第三項の」を、「受けているもの」の下に「及び大型自動車のうち、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則（昭和四十二年運輸省令第八十六号）第五条第一項に規定する表示番号指定申請書（記載事項に変更があった場合においては、同条第二項に規定する申請事項変更届出書）に主として経営する事業の種類が建設業である旨を記載し、かつ、同法第三条第二項の規定による表示番号の指定を受けているもの」を加える。